

こ う が い せ い か つ 校 外 生 活 の き ま り

とまこまいにししょうがっこう せいとしどうぶ
苦小牧西小学校 生徒指導部

このきまりは、校外生活で西小のみなさんが安全に、安心して生活できるようにする
ためのきまりです。しっかりと守れるようにしましょう。

1. 外出

・帰宅時刻	4月	…	午後5時30分まで
	5～8月	…	午後6時まで
	9月	…	午後5時30分まで
	10月	…	午後4時30分まで
	11～1月	…	午後4時まで
	2月	…	午後4時30分まで
	3月	…	午後5時



・帰宅時刻以降の外出は、保護者または責任のもてる大人と出かける。

2. 登下校

- ・8：00～8：10の間に学校に着くように登校する。
- ・通学路を通り、交通ルールを守って登校する。
- ・登下校の途中で買い物をしない。（忘れ物をして家には戻らない）
- ・車での送り迎えは、事情がある場合以外は控える。
- ・雨天時は1、2年生の傘の使用を禁止する。（雨ガッパを着用する）

3. 遊び

- ・出かける時は「どこへ」「だれと」「何をしに」「何時に帰るか」を家の人に知らせ、許可を得てから出かける。
- ・危険な場所（道路、海、川、工事現場など）で遊ばない。
（ローラーボードやキックボード類の路上での使用は禁止）
- ・海に行く時（つりも含む）は、必ず保護者か大人と行く。
- ・校区外へ出かける時は、保護者または責任のもてる大人と行く。
ただし、大成児童センターへは、全学年一人で行くことができる。（徒歩で）
また、5、6年は図書館・博物館・科学センター・サンガーデンおよび利用券に書かれている公共施設に行く場合に限り、保護者の許可を得れば3人以上で行くことができる。
- ・家の人留守をしている場合は、家の中に入らない。
- ・外で食べたり、飲んだりしない。

4. 市内の祭典

- ・港まつりや樽前山神社祭典などの市内の祭典は、校区外なので、保護者か責任のもてる大人と一緒にいくこと。

5. 交通安全・自転車

- ・道路の右側（歩道のある場合は歩道）を歩く。
- ・道路を横断する時は、信号を見て左右を確認し、安全を確かめて渡る。
- ・自転車の使用は学校の連絡をよく聞き、保護者と相談して許可を得てから乗る。
（冬期間は禁止とするが、2学期末・学年末修了式前後は家庭で判断する）
- ・自転車の使用にあたっては、必ず保護者の点検を受けてからにする。
- ・自転車の使用は校区内とし、交通量の多い車道では乗らない。
（校区外での使用は原則として禁止とする）
- ・自転車の二人乗りや手放し運転など危険な乗り方をせず、道路の左側を通行する。
- ・自転車で横断歩道を渡る時は、自転車から降りておして渡る。
- ・雨天時などの天気が悪いときや夜間は自転車の使用を禁止する。



6. 公共施設

- ・施設の決まりを守って利用する。
- ・持ち物に記名し、忘れ物をしない。
- ・余分なお金を持っていかない。

7. 店などへの出入り

- ・飲食店へは、保護者または保護者の依頼を受けた責任のもてる大人と一緒にいく。
- ・店での買い食いは禁止とし、家に帰ってから食べる。
- ・用事がないのに店に行かない。
- ・金銭の管理をしっかりし、おごったり、おごられたりしない。
- ・ゲームセンターやゲームコーナー（大型店・専門店・デパート）、インターネットカフェ、カラオケボックス、ボウリング場、映画館への出入りは、保護者または責任のもてる大人と一緒にいき、子どもだけでの出入りは禁止する。

7. インターネット利用の注意

- ・けいたい電話、スマートフォンは保護者の責任のもと使用する。
- ・SNS等に個人情報特定されるもの（写真や動画もふくむ）や他人への悪口などをのせない。

8. よその人に声をかけられた時

- ・親切に受け答えすることはよいことだが、車に乗ったりしないようにし、連れて行かれないように気をつける。
- ・変質者、不審者がそばに寄ってきた時は、大声を出したり、近くの家（SOSの家など）や店に入り、助けを求めたりする。
（被害にあった場合は警察に連絡し、その後、学校にも連絡する）

9. 不審電話が来た時

- ・不審電話が来た時は、基本的に「わかりません」と言うか、電話を切る。
- ・その後、保護者を通して警察や学校に連絡する。

10. その他

- ・子どもだけでの外泊は原則として禁止とする。

